

# 学校いじめ防止 基本方針

八戸市立湊小学校

# 学校いじめ防止基本方針

八戸市立湊小学校

## 1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自ら命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる児童もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童たちが意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの児童にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

### (3) いじめの構造と動機

#### ①いじめの構造

いじめは「いじめられる児童」「いじめる児童」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の児童が多い場合が多い。周囲の児童の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

#### ②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい）

### (4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

## 3 いじめ防止の指導体制・組織的な対応

### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。※別紙1

### (2) 緊急時の組織的な対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

（いじめ問題対策協議会の設置）※別紙1、2

### (3) いじめが起きたときの対応

※別紙「いじめ対応マニュアル」参照

#### 4 重大事態への対応について

(1) いじめによる重大事態とは次のように考える。(いじめ対策防止推進法第28条をもとに)

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・児童生徒が自殺を企画した場合。
- ・いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

(2) 重大事態の報告

- ・いじめの事実を確認した場合の八戸市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、いじめ対策防止推進法に則して八戸市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

(3) 重大事態の調査

- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

(4) 重大事態に対する対処

- ・いじめる児童に対し、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と相談して対処する。

・児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。(いじめ対策防止推進法第25条)

※(いじめ対策防止推進法第26条により、いじめを行った児童の保護者に対して出席停止を命ずる等の措置をとることもあり得る)

#### 5 地域、保護者、関係機関との連携の在り方

- ・いじめの事実を確認した場合、八戸市教育委員会へ速やかに報告し、指導・助言を求める。また、必要に応じて警察等の関係機関と連携を図って対応に当たる。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるという観点から、PTAや地域の会合等でいじめ問題など健全育成についての話し合いを勧めるように働きかける。
- ・いじめ対策防止推進法による保護者の責務

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行いうよう努めるものとする。

#### 6 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・学級活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・委員会活動、係活動、奉仕活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・いじめアンケートの実施（5月、10月、1月）
- ・アセス週間の実施（6月、11月）
- ・面談の定期的実施（5月、10月、1月）

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚

(5) 情報教育の充実

- ・道徳や教科におけるモラル教育の充実

#### (6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

### 7 いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

#### (1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている児童や通報した児童の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

#### (2) いじめられている児童・いじめている児童のサイン

別紙3

#### (3) 教室・家庭でのサイン

別紙4

#### (4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施（5月、10月、1月）

#### (5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（5月、10月、1月）

#### (6) アセスの実施

- ・アンケート調査実施（3年生以上、6月、11月）
- ・集計、クラス全体の傾向の把握、個人の状況の把握
- ・個別の支援計画作成
- ・個別の支援（支援が必要と思われる児童とかかわりのある教師それぞれの立場で支援にあたる）

#### (7) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮児童の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

### 8 いじめ防止年間指導計画

時 期 (いつ)	実 施 内 容 (何を)	場 面 (どこで)	対 象 (誰に)	主 管 (誰が)
4月	○いじめに対する基本姿勢の確認 <ul style="list-style-type: none"><li>・学校いじめ防止基本方針の共通理解（定義、認知等）</li><li>・いじめへの対処の仕方の共通理解（いじめ対応マニュアル）</li><li>・いじめ防止年間指導計画の共通理解</li></ul>	職員会議 校内研修	教職員	生徒指導主任
	○いじめ問題対策協議会の組織	いじめ問題 対策協議会	関係教職員等	生徒指導主任
	○「学校いじめ防止基本方針」を児童、保護者へ説明	全校朝会 参観日	児童 保護者	生徒指導主任
	○学年・学級開き	学級活動	児童	学級担任
	○職員会議で、問題傾向児童や配慮を要する児童の情報交換と共通理解を図る。	職員会議	教職員	生徒指導主任
5月	○いじめアンケート実施	学級活動	全校児童	学級担任
	○「学校いじめ防止基本方針」を地域へ説明	青少協	地域住民	生徒指導主任
	○職員会議で、問題傾向児童や配慮を要する児童の情報交換と	職員会議	教職員	生徒指導主任

	共通理解を図る。			
6月	○教育相談週間（個人面談）	休み時間 放課後	全校児童	学級担任
	○アセスの実施、データ打ち込み	学級活動	3年生以上	学級担任
	○「学校いじめ防止基本方針」を地域へ説明	地域連携 協議会	地域住民	生徒指導主任
	○参観日の学級・学年懇談における保護者との情報交換	学級・学年 懇談	保護者	学級担任
	○職員会議で、問題傾向児童や配慮を要する児童の情報交換と 共通理解を図る。	職員会議	教職員	生徒指導主任
7月	○アセスの分析			学級担任
	○職員会議で、問題傾向児童や配慮を要する児童の情報交換と 共通理解を図る。	職員会議	教職員	生徒指導主任
8月	○アセスをもとに児童への支援を行う。場合によってはチーム で対応	学校生活 全般	全校児童	学級担任 関係教職員
	○職員会議で、問題傾向児童や配慮を要する児童の情報交換と 共通理解を図る。	職員会議	教職員	生徒指導主任
9月	○アセスをもとに児童への支援を行う。場合によってはチーム で対応	学校生活 全般	全校児童	学級担任 関係教職員
	○職員会議で、問題傾向児童や配慮を要する児童の情報交換と 共通理解を図る。	職員会議	教職員	生徒指導主任
10月	○いじめアンケート実施	学級活動	全校児童	学級担任
	○教育相談週間（個人面談）	休み時間 放課後	全校児童	学級担任
	○職員会議で、問題傾向児童や配慮を要する児童の情報交換と 共通理解を図る。	職員会議	教職員	生徒指導主任
11	○アセスの実施、データ打ち込み	学級活動	3年生以上	学級担任
	○アセスの分析			学級担任
	○アセスをもとに児童への支援を行う。場合によってはチーム で対応	学校生活 全般	全校児童	学級担任 関係教職員
	○職員会議で、問題傾向児童や配慮を要する児童の情報交換と 共通理解を図る。	職員会議	教職員	生徒指導主任
12	○アセスをもとに児童への支援を行う。場合によってはチーム で対応	学校生活 全般	全校児童	学級担任 関係教職員
	○職員会議で、問題傾向児童や配慮を要する児童の情報交換と 共通理解を図る。	職員会議	教職員	生徒指導主任
1	○いじめアンケート実施	学級活動	全校児童	学級担任
	○教育相談週間（個人面談）	休み時間 放課後	全校児童	学級担任
	○職員会議で、問題傾向児童や配慮を要する児童の情報交換と 共通理解を図る。	職員会議	教職員	生徒指導主任
2	○学校いじめ防止基本方針の見直し	生徒指導 部会		生徒指導主任
	○職員会議で、問題傾向児童や配慮を要する児童の情報交換と 共通理解を図る。	職員会議	教職員	生徒指導主任
3	○職員会議で、問題傾向児童や配慮を要する児童の情報交換と 共通理解を図る。	職員会議	教職員	生徒指導主任

